

# 竹原市立学校適正配置計画

令和4年12月  
竹原市教育委員会

## 目 次

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| はじめに                           | 1 |
| 1 本計画の趣旨                       | 2 |
| 2 計画期間                         | 2 |
| 3 竹原市立学校の現状と課題                 | 3 |
| (1) 児童生徒数の現状                   |   |
| (2) 将来の児童生徒数（推計）               |   |
| (3) 小規模校の課題                    |   |
| (4) 学校施設の老朽化                   |   |
| (5) ブロック制（中学校区制）               |   |
| (6) 保護者アンケートの結果                |   |
| 4 竹原市が目指す教育の方向性                | 6 |
| (1) 学習指導要領等が目指す資質・能力と学び        |   |
| (2) 竹原市教育大綱                    |   |
| (3) 将来の教育の方向性                  |   |
| 5 市立学校の統合再編に向けたデザイン            | 7 |
| (1) コミュニティ・スクールを中核とする義務教育学校の設立 |   |
| (2) 学校選択制について                  |   |
| 6 具体的な統合再編                     | 8 |
| (1) 今後20年の見通しを踏まえた統合再編スケジュール   |   |
| (2) 各ブロックの統合再編計画               |   |
| (3) 統合再編後の通学                   |   |
| (4) 統合再編後の学校運営協議会              |   |

## はじめに

全国的に少子化が進む中、本市においても児童生徒数の著しい減少が続いており、学校の小規模化に伴う教育環境への影響が懸念されています。

学校には、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質・能力を伸ばしていくという役割があり、小・中・義務教育学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えています。

また、国は学習指導要領の着実な実施を求め、「一人一人の児童生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができることが必要」とされています（中央教育審議会『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」及び「同【概要】」（令和3年1月26日））。

これらのことから、更なる児童生徒数の減少が見込まれる将来において、子供たちに望ましい教育環境を提供し、教育効果を最大限に発揮するためにはどうすればよいか検討するため、竹原市立学校適正配置懇話会を令和3年2月に設置し、竹原市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方や具体的な統合再編について諮問しました。

懇話会では、令和4年2月までの間に学校訪問を含む7回の熱心な審議を重ね、教育長に対し、答申を提出していただきました。

本計画では、その答申を踏まえ、今後の児童生徒数の推移による教育環境への影響や校舎等の状況などを総合的に判断し、市立学校の適正規模・適正配置について示すものです。

今後、保護者や地域住民の皆様の御理解と御協力を得ながら、学校の適正配置に努めてまいります。

## 1 本計画の趣旨

全国的な少子化の傾向と同様に、本市においても児童生徒数が年々減少しており、市内小・中・義務教育学校においては、クラス替えができない「1学年1学級」の学校が大半を占める状況になっております。

学校教育は一定程度の集団で行うことが望ましいとされ、学校の小規模校化が進んだ場合、教育環境、学校運営等に様々な問題が生じることから、各学校の規模は適正に維持される必要があります。

竹原市教育委員会では、これまで竹原市立小中学校適正配置懇話会答申「竹原市立義務教育諸学校の適正配置について」（平成15年8月）、竹原市立学校教育システム検討委員会答申「竹原市立小中学校における『通学区域の弾力化』及び『小中一貫教育』の在り方について」（平成19年3月）を踏まえ、本市の中学校区制（以下、ブロック制）の一部通学区域の見直し、施設一体型小中一貫校（忠海小学校・忠海中学校、令和3年度に義務教育学校へ移行）、義務教育学校（吉名学園）の設置を進めてきました。

しかしながら、少子化に歯止めがかからない状況の中で、想定を上回るスピードで児童生徒数が減少していることや、学校施設の老朽化など、本市学校教育を取り巻く状況は年々厳しさを増しています。

このような状況の中、昨年度提出された竹原市立学校適正配置懇話会の答申を踏まえ、今後20年を見通した中で、市立学校の適正規模及び適正配置の具体的なビジョンとして「竹原市立学校適正配置計画」を策定するものです。

## 2 計画期間

令和5年度から令和9年度まで（5年間）

### 3 竹原市立学校の現状と課題

#### (1) 児童生徒数の現状

表1 児童生徒数の推移（単位：人）

| ブロック<br>(中学校区) | 学校名    | 平成 14 年度<br>(2002) | 平成 24 年度<br>(2012) | 令和 4 年度<br>(2022) | 令和 12 年度<br>(2030) | 令和 22 年度<br>(2040) |
|----------------|--------|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 忠海             | 忠海学園   | (368)              | (304)              | 181               | 133                | 93                 |
|                | 忠海東小学校 | 56                 | 34                 | (102)             |                    |                    |
|                | 忠海西小学校 | 170                | 156                |                   |                    |                    |
|                | 忠海中学校  | 142                | 114                | (79)              |                    |                    |
| 吉名             | 吉名学園   | (264)              | (182)              | 130               | 95                 | 67                 |
|                | 吉名小学校  | 162                | 115                | (76)              |                    |                    |
|                | 吉名中学校  | 102                | 67                 | (54)              |                    |                    |
| 竹原             | 大乘小学校  | 156                | 102                | 54                | 614                | 432                |
|                | 竹原小学校  | 327                | 227                | 189               |                    |                    |
|                | 小梨小学校  | 9                  | —                  | —                 |                    |                    |
|                | 中通小学校  | 166                | 134                | 112               |                    |                    |
|                | 竹原西小学校 | 437                | 330                | 190               |                    |                    |
|                | 竹原中学校  | 526                | 418                | 294               |                    |                    |
| 賀茂川            | 東野小学校  | 82                 | 80                 | 19                | 110                | 77                 |
|                | 荘野小学校  | 111                | 100                | 67                |                    |                    |
|                | 田万里小学校 | 30                 | —                  | —                 |                    |                    |
|                | 仁賀小学校  | 16                 | 16                 | 15                |                    |                    |
|                | 賀茂川中学校 | 152                | 116                | 49                |                    |                    |
| 児童生徒数合計        |        | 2,644              | 2,009              | 1,300             | 952                | 669                |

※令和 12 年度と令和 22 年度の児童生徒数合計は、国立社会保障・人口問題研究所の人口推移をもとに試算、各ブロックの児童生徒数は、児童生徒数合計を令和 4 年度児童生徒数で按分。

市立学校数は現在、11 校（小学校 7 校、中学校 2 校、義務教育学校 2 校）であります。

令和 4 年度の児童生徒数は 1,300 人（児童数 824 人、生徒数 476 人、義務教育学校前期課程は小学校、後期課程は中学校に含みます）であり、令和 3 年度と比較して、54 人減少（児童数は 60 人減少、生徒数は 6 人増加）しています。

各学校の児童生徒数は、表 1 で示すとおり、小学校では竹原西小学校（7 学級、190 人）、中学校では竹原中学校（9 学級、294 人）、義務教育学校では忠海学園

(9 学級, 181 人) がそれぞれ, 最も多いですが, 学校教育法施行規則の学校標準規模によると, すべて小規模校となります(学級数は通常学級数)。

そして, 大乘小学校(5 学級(ただし, 加算措置により今年度は6 学級), 54 人)及び東野小学校(3 学級, 19 人)が一部複式学級, 仁賀小学校(3 学級, 15 人)が完全複式学級となっています。なお, 小規模校入学特別認可制度の対象校(以下, 特認校)である仁賀小学校においては, 校区内に居住する児童は4 名となっています。

## (2) 将来の児童生徒数(推計)

令和4 年度の本市児童生徒数の合計は, 表1 に示すとおり, 10 年前(平成24 年度, 2,009 人)の64.7%にまで減少しました。国立社会保障・人口問題研究所の人口推移をもとに試算すると, 8 年後(令和12 年度)は952 人程度になると推計され, 今年度の児童生徒数から26.8%減少する見込みです。さらに18 年後(令和22 年度)には669 人程度になると推計され, 48.5%も減少することが予想されています(669 人は, 1 学年平均74 人となり, 2~3 学級になります)。

そのため, 今後各学校が一段と小規模化するとともに, 複式学級を有する学校が増えると想定されます。

## (3) 小規模校の課題

複式学級を有する学校の増加を含め, 市立学校の小規模校化により生じる学習環境及び学校運営上の課題としては, 以下のことが考えられます。

### ①学習環境上の課題

- 人間関係や相互評価等が固定化されること
- 学級間での競争など切磋琢磨する機会が減ること 等

### ②必要な資質・能力を育成する上での課題

- 様々なコミュニケーションを通じて多様な考え方に触れるのが難しいこと
- 運動会, 文化祭, 遠足そして修学旅行などの集団活動や学校行事の際に制約が生じること
- 部活動やクラブ活動などの選択肢が限られること 等

### ③学校運営上の課題

- 教職員の配当定数が少なくなることから, 経験年数, 専門性, 男女比等バランスの取れた教員配置が難しくなること
- 各教員がより多様でより多くの業務を担うことで, 教職員一人当たりの校務・行事負担が重くなること

- 校務分掌が集中することにより、校内外の研修や研究協議会等に参加することや様々な課題に組織的に対応することが困難になること
- 子供と向き合う時間の確保が難しくなること
- 中学校及び義務教育学校後期課程では、全教科において常勤の教諭による教科担任制の維持が困難になり、カリキュラムだけでなく日々の授業を改善・充実するための相互連携や相談、研修等が効果的に行われにくくなること等

#### (4) 学校施設の老朽化

各学校の施設は、仁賀小学校を除く 10 校が築 30 年以上（2 校が築 50 年，6 校が築 40 年，2 校が築 30 年）経過し、老朽化が著しく進行しています。本市は、計画的に公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を実施することでサービス水準の維持と将来的な財政負担の軽減を両立するため、平成 29 年度に「公共施設等総合管理計画」を策定し、それに合わせ教育委員会も「竹原市立学校長寿命化計画」（令和 2 年度～令和 12 年度）を定めています。

今後、使用継続が必要な建物の優先順位を定め、施設の予防保全を効果的に行い、長寿命化を図る大規模改修が必要な状況にあります。

#### (5) ブロック制（中学校区制）

現在本市では、居住する区域によって入学する学校が決まっています。しかし、各ブロックで児童生徒数の偏りがあり、再編も含め見直しをしていくことが求められています。

#### (6) 保護者アンケートの結果

竹原市立学校適正配置懇話会が昨年 6 月に全保護者を対象として実施した「学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査」（回収率 96.79%）では下記のことが分かりました（詳細は竹原市立学校適正配置懇話会答申参照）。

- ①「コミュニケーション能力」、「自分の意見を表現する力」、「協調性・柔軟性」、「多様性に対する適応力」などの資質・能力を多様な人間関係の中で学び合い、高め合う学習、協働的な学びを通して身に付けることを望んでいます。
- ②保護者が選択した人数の多い学校(クラス替えができる)のデメリットと、人数が少ない学校（1 学年 1 学級または複式学級）のメリットから、子供の課題に気づき、きめ細かな指導(個別指導)を期待していることが分かります。
- ③学校における適正規模については、クラス替えができる規模（1 学年 2～3 学級）で 1 学級 20 人台を望む割合が大きくなっています。

以上のことから、より多くの保護者がこれから本市の学校に期待する教育は、一定規模の集団の中で、きめ細かな個別の指導をすることや協働的な学びの充実を通して多様な資質・能力の向上を図ることであることが分かります。

#### 4 竹原市が目指す教育の方向性

##### (1) 学習指導要領等が目指す資質・能力と学び

平成 29 年度に改訂された学習指導要領及びその後に出された『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」及び「同【概要】」では、全ての子供によりよい未来社会と人生を切り拓く資質・能力を育てるカリキュラムを、学校と地域社会等とがよく連携・協働して実現するよう求めています。

また、授業改善の要として、一人一人の子供に応じた指導である「個別最適な学び」と、集団の中で埋没させない指導である「協働的な学び」を一体的に行い「主体的・対話的で深い学び」を実現するよう求めています。

##### (2) 竹原市教育大綱

本市では、「第 6 次竹原市総合計画」のもと、「故郷を大切にし、未来を拓く人づくり」を基本理念とした「竹原市教育大綱」を平成 31 年 3 月に策定しました。

その中で目指す子供像を、「夢をもち、多様な人々と協働し、社会を主体的に生き抜くことができる人材」としています。

本市では、全児童生徒に、竹原を故郷として大切にしつつ、個性を活かし夢をもち、多様な人々と協働することによって、未来社会を生き抜いていくことができる力を育てるため、学校・家庭・地域の関係者が連携・協働して教育力を向上させることを目指しています。

##### (3) 将来の教育の方向性

竹原市教育大綱及び学習指導要領の目標終期（令和 10 年度及び 12 年度）以降の我が国の社会状況を考えると、IoT・ビッグデータ・AI などの ICT の著しい技術革新、富の集中や地域間格差の拡大、少子高齢化に伴う社会的課題への対応や近年頻発している自然災害、ここ数年世界を席卷している感染症の問題等を通じて、国際情勢、社会経済情勢や社会構造がより大きく変化することが想定されます。

しかしながら、どのような社会に変化したとしても、子供たちがその変化に対応して主体的に生き抜くために必要な、実践的な資質・能力を身につけ



ていくことが重要であると考えています。

また、保護者は、アンケートから分かるように、一定規模の集団の中で、きめ細かな個別の指導をすることや協働的な学びを通して、多様な学力の向上を図ることを期待しています。これらのことを踏まえ、本市としては、一人一人の子供たちが、一定規模の集団の中で、それぞれの資質・能力を十分に発揮し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるような教育を展開していきます。

今後人口減少によりさらなる地域の衰退が予想される中、それぞれの地域の活性化のため、学校運営協議会制度も活用しながら、地域の歴史や文化などの特色を活かした教育もあわせて進めていきます。

## 5 市立学校の統合再編に向けたデザイン

### (1) コミュニティ・スクールを中核とする義務教育学校の設立

今後さらに児童生徒数の減少が進展すると、現在 1 学年 1 学級の学校においても新たに複式学級の発生が容易に想定されます。そうすると学習指導要領で求められている「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に行い、「主体的・対話的で深い学び」を実現することが困難になってきます。

また、保護者は、クラス替えができる規模の学校（1 学年 2～3 学級）において、一定規模の集団のもとで、子供たちがきめ細かな個の実態に即した学びや協働的な学びを一体的に行い、必要な資質・能力を身に付けることを望んでいます。

これまで本市では平成 24 年度に「竹原市小中一貫基本方針」を策定し、義務教育 9 年間をひとまとまりの期間にとらえ、「目標の一貫性」「内容の系統性」「指導の継続性」をふまえ、児童生徒の発達段階に応じた教育活動を推進してきました。特に義務教育学校として開校している吉名学園（平成 30 年度開校）と忠海学園（令和 3 年度開校）では、9 年間を見通したカリキュラムの作成を行うことで地域と協働・連携した新たな教育活動が創出されています。

一方、本市ではこれまで地域交流センターや地域団体が学校と協働した取組を積極的に行い、全ての学校で地域と深くつながる学習活動を展開しています。昨年度全市立学校を、学校運営協議会を設置した学校（コミュニティ・スクール）に移行し、学校と地域が深く連携・協働し児童生徒を育てる「地域とともにある学校づくり」のさらなる進展とともに各地域の抱える課題の効果的な解決を図ることを目指しています。

以上のことを踏まえ、本市ではコミュニティ・スクールを中核とする一定規

模の義務教育学校を設立することにより、地域に根差した 9 年間の系統性のある小中一貫教育や、地域の教育力を活かした特色ある教育を推進していきます。

さらに、義務教育段階だけでなく、就学前から高等学校までを見通した教育を進め、本市の児童生徒が成人になるまで見通しをもって学習できる環境を整えていくために、市内の高等学校がより魅力ある学校となるよう連携強化を進めるとともに広島県教育委員会と積極的に協議を進めていきます。

## (2) 学校選択制について

今後、本市で目指すコミュニティ・スクールを中核とする義務教育学校は 9 年間の系統性をもって、地域と学校が連携・協働して子供たちを育てるものであり、校区外の学校にも入学を認める学校選択制とは相容れないものとなります。

しかしながら、これまで小規模特認校制度（学校選択制の一形態）を採用してきた仁賀小学校において、豊かな自然の中、地域と連携しながら、少人数での教育の良さを活かしたきめ細かな指導や特色ある教育を行うなど、多様な児童等の受け皿として機能してきたことや、東野地域や荘野地域で、それぞれの地域交流センターと学校とが連携・協働した活動が高く評価されていることなどから、賀茂川ブロックの統合再編ではその実績や地域活動を含めた機能をより充実・発展させるとともに、多様な支援が求められる児童に対応する取組を推進し、誰ひとり取り残さない教育環境を目指すため、（仮称）賀茂川学園を小規模特認校とします。

なお、コミュニティ・スクールを中核とする義務教育学校づくりを推進する中で、地域とともに創りあげていく特色ある教育に賛同し、校区外から転入学したいという希望を持った子供や保護者に対しては、既存の指定学校変更制度（「竹原市立小中学校等の通学区域に関する規則」第 3 条及び第 5 条）を適用することで、転入学が可能となります。

## 6 具体的な統合再編

### (1) 今後 20 年の見通しを踏まえた統合再編スケジュール

将来の児童生徒数を踏まえ、一定規模の集団を確保し、児童生徒に学習指導要領で求められている資質・能力を身に付けさせるため、本計画期間では、賀茂川ブロックにおいて、コミュニティ・スクールを中核とする義務教育学校（仮称）賀茂川学園の設立及び大乘小学校の竹原小学校への統合を行います。さらに、その後令和 24 年度までにおいては、児童生徒数の推移を見ながら、

最終的に（仮称）竹原学園の設立を想定します（図2）。なお、このスケジュールは現段階でのものであり、今後の社会経済情勢の急激な変化や想定を上回るスピードでの児童生徒数の減少が見込まれる場合、その時点の統合再編の状況を見ながら見直します。

図1 将来の学校配置計画

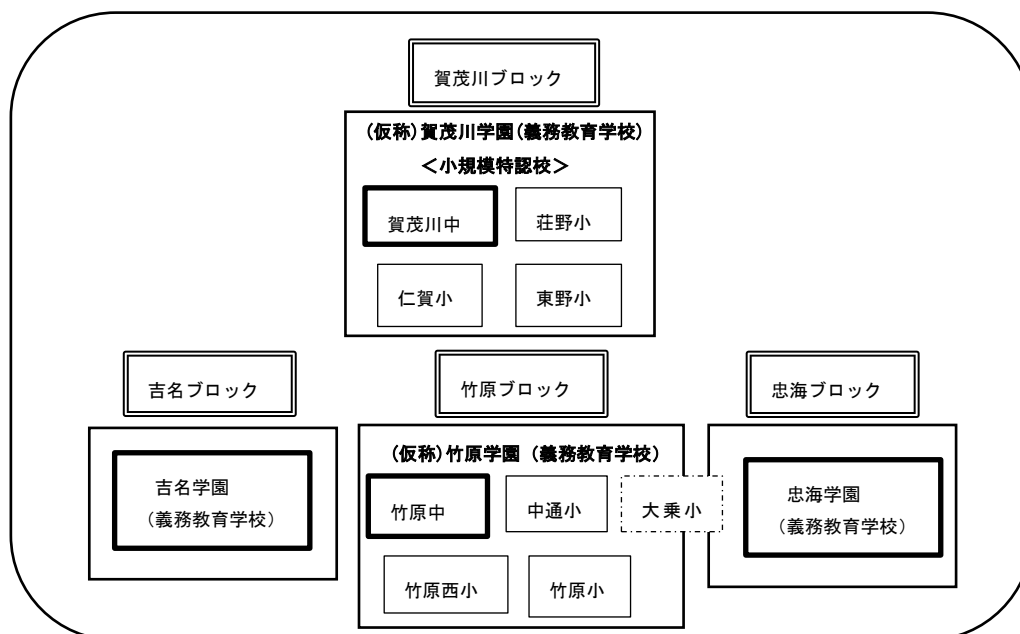


図2 竹原市立学校の統合再編スケジュール（今後20年間）

| ブロック | 本計画期間 |    |    |    |    | ※R10～R24          |
|------|-------|----|----|----|----|-------------------|
|      | R5    | R6 | R7 | R8 | R9 |                   |
| 忠海   | 忠海学園  |    |    |    |    |                   |
| 吉名   | 吉名学園  |    |    |    |    |                   |
| 竹原   | 大乗小   |    |    |    | 統合 |                   |
|      | 竹原小   |    |    |    |    |                   |
|      | 中通小   |    |    |    |    |                   |
|      | 竹原西小  |    |    |    |    |                   |
|      | 竹原中   |    |    |    |    | (仮称)竹原学園          |
| 賀茂川  | 東野小   |    |    |    |    |                   |
|      | 荘野小   |    |    |    | 統合 |                   |
|      | 仁賀小   |    |    |    |    |                   |
|      | 賀茂川中  |    |    |    |    | (仮称)賀茂川学園<小規模特認校> |

※児童生徒数の減少が続く見込みや保護者アンケートの結果等を踏まえて、将来的に想定する必要がある姿として表記したものであり、確定したものではありません。

## (2) 各ブロックの統合再編計画

### 〔忠海ブロック〕

(現状) 忠海学園

(計画) 現状どおり

### 〔吉名ブロック〕

(現状) 吉名学園

(計画) 現状どおり

### 〔賀茂川ブロック〕

(現状) 東野小学校, 荘野小学校, 仁賀小学校, 賀茂川中学校

(計画) 令和7年度 4校を統合し義務教育学校(仮称)賀茂川学園を設立

### 〔竹原ブロック〕

(現状) 大乘小学校, 竹原小学校, 中通小学校, 竹原西小学校, 竹原中学校

(計画) 令和8年度 大乘小学校を竹原小学校に統合

## (3) 統合再編後の通学

統合再編後の通学方法は、原則、徒歩または自転車(中学校及び義務教育学校後期課程)としますが、通学距離が小学校4km, 中学校6kmを超える場合(小学校及び義務教育学校1,2年生においては2.5kmを超える場合), 路線バスやスクールタクシー等の通学支援を実施します。

なお、各義務教育学校の境界付近に居住する児童生徒については、通学する義務教育学校を選択できるようにします。

また、新たに通学路となる箇所を把握し、既存の通学路と合わせて整備等を行い、通学路における安全性を確保します。

## (4) 統合再編後の学校運営協議会

旧学校の学校運営協議会を閉校後も新学校の学校運営協議会の部会として存続させ、互いに連携・協働することにより、これまで培ってきた地域活動や地域行事の存続・発展や地域課題の解決を図ることにより、閉校した地区の子供たちや地域住民のシビックプライドの醸成を図っていきます(図3)。

図3 学校運営協議会の将来像

